

○千曲市スポーツ振興懇話会設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日
教育委員会告示第 5 号

(設置)

第 1 条 千曲市におけるスポーツ振興の基本的方向や課題を総合的かつ効果的に推進するために、千曲市スポーツ振興懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 懇話会は、千曲市のスポーツ振興のあり方等を検討し、次に掲げる事項について、教育委員会へ提言するものとする。

- (1) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (2) スポーツ施設の整備及び管理運営に関すること。
- (3) 競技スポーツ振興に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 懇話会の委員は、次に掲げるもののうち教育委員会が委嘱する 15 人以内の者をもって組織する。

- (1) 体育・スポーツ諸団体の関係者
- (2) 学校の関係者
- (3) 民間諸団体の関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の任務が終了する日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、スポーツ振興課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 15 日教育委員会告示第 7 号)

この要綱は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。